# 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な 管理に関する基本方針

# 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

### 1 現状や課題に関する基本認識

### (1) 厳しさを増す財政状況への対応

本市における過去 10 年間の歳入の推移は、平成 23 年度(2011 年度)の約 171 億円から令和 2 年度(2020 年度)には約 253 億円と増大していますが、これは東日本大震災の復旧・復興対策による国県等の補助金の増加によるところが大きく、除染事業等の進捗に応じて徐々に減少傾向にあります。

また、地方税収入は平成 23 年度(2011 年度)の約 40 億円から令和 2 年度(2020 年度)には 約 45 億円と増加傾向にありますが、今後は生産年齢人口の減少に伴い地方税収は減少することが 懸念されます。

一方、歳出では、高齢化社会の進行に伴う扶助費が増加し、今後も増加が予想されており財政状況は一層厳しくなるものと推測されます。

そのため、公共施設等の維持管理及び運営においても限られた財源で効率的な投資を行い、なおかつ機能の維持を図っていく必要があります。

### (2) 人口減少・少子高齢化社会への対応

本市の人口は、令和 2 年(2020年)国勢調査では総人口 30,236 人ですが、東日本大震災及び原発事故を機に減少傾向にあり、「本宮市人口ビジョン【2020改訂版】」では、令和 22 年(2040年)には 26.482 人、令和 42 年(2060年)には 21.774 人まで減少すると推計しています。

また、令和 42 年(2060年)時点の年齢 3 区分別人口は、年少人口が 2,474 人、生産年齢人口が 11,731 人、老年人口が 7,569 人と推計されており、老年人口の比率が令和 2 年(2020年)時点の 28.4%から 34.8%に増加するなど、少子高齢化がさらに進行すると予測しています。

そのため公共施設等の管理においても、今後、市の人口構成の変動に伴う市民ニーズへの変化 に対応し、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

### (3)施設の老朽化への対応

本市の公共施設は、建築後 30 年以上経過した建物が 54.3%となっており、今後 10 年以内に大規模改修が必要となる築 20 年~29 年の建物を含めると全施設の約 80%が大規模改修や建替え対象となります。

緊急に建替えが必要な建物は少数ですが、老朽化建物が約半数を占め、早期に大規模改修や建 替えの検討が必要な状況です。

これらの建物の維持更新費用は、仮に新規施設の建設を行わない場合でも、今後 40 年間で必要となる経費は、耐用年数経過時に単純更新した場合には約 695.9 億円、長寿命化等の対策を実施した場合には約 533.6 億円が見込まれていることから、従来と同様に大規模改修・建替え等への

投資を継続すると、市の財政、行政サービス(機能維持)に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を回避するためには、大規模改修・建替え等にかかる費用を全体的に抑え、年度 毎の支出を平準化させるとともに、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管 理に取り組んでいく必要があります。

さらに、現在の公共施設の情報管理は、当該施設の管理運営を行う各担当課がそれぞれで行っていますが、今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進する上では、情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図る必要があります。

## 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

現状や様々な課題に関する基本認識と人口構成等の地域特性や住民ニーズを踏まえながら、全 庁的、長期的な視点に基づき、公共施設の適切な管理・運営、さらに安全で快適な利用環境を実現 するため、以下の3つの視点から町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本 方針とします。

### ①供給量の適正化

・将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量(延床面積)の縮減を図り、公共施設のコンパクト化(複合化・集約化、廃止及び解体等)及び、「**供給量の適正化**」を図ります。

### ②既存施設の有効活用

・既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、維持継続する施設の長寿命化を推進し、「**既存施設の有効活用**」を図ります。

### ③効率的な管理・運営

・情報の一元管理や共有を図るための管理システムを構築して、公共施設の将来の維持管理費用を平準化し、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、「**効率的な管理・運営**」を推進します。

具体的には、以下の供給・品質・財務に関する基本方針に基づき、公共施設等の総合的、計画的な管理を推進します。

### (1) 供給に関する基本方針

### ●施設総量の適正化

関連計画や重点施策との整合性や住民ニーズ等を踏まえ、人口等の社会環境の変化や 財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化 を推進します。

### ●機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続する上で廃止できない施設(義務的な施設)は、周辺施設の立地や利用者の状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及び住民ニーズの変化への対応を検討します。

### (2) 品質に関する基本方針

### ●予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた 修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

### ●計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については、大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定 や点検等を強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿 命化を推進します。

### (3) 財務に関する基本方針

### ●維持管理費用の適正化

現状の維持管理にかかる費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

### ●長期的費用の縮減と平準化

大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出 の縮減と平準化を図ります。

#### ●民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ PPP や PFI 等の手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

# 3 公共施設等の管理に関する具体的な方策

### (1) 点検・診断等の実施方針

公共施設の点検・診断にあたっては、建設時から経過した年月により、その対処方法が異なります。そのため、公共施設を建設時期により「旧耐震基準建築物」、「新耐震基準建築物(前期)」、「新耐震基準建築物(後期)」の3つに分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

建築物の分類	要件
①旧耐震基準	昭和 56 年(1981 年)以前の旧耐震基準で建築された施設で、建築後 40 年 以上が経過している施設とします。
②新耐震基準(前期)	新耐震基準に適合し、昭和 57 年(1982 年)から平成 17 年(2005 年)までに建築された施設で、建築後 16 年から 39 年経過した施設とします。
③新耐震基準(後期)	新耐震基準に適合し、平成 18 年(2006 年)以降に建築された施設で、建 築後 15 年以内の施設とします。

注)改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル(R3.9 改訂)国土交通省 参照 大規模修繕の一つでもある躯体改修工事や外壁塗装の修繕周期は建設後概ね 12 年~15 年が目安とされていることから、建築後 15 年以内の施設は「新耐震基準(後期)」とし、16 年以上経過した建築物を「新耐震基準(前期)」と設定した。

建築系公共施設(建物)	①旧耐震基準 建築物	<ul><li>◆ 耐震診断が未実施の施設については速やかに耐震診断を実施し、耐震性を有する建築物かどうかの把握に努めます。</li><li>◆ 既に耐震化済みの施設や耐震診断結果により耐震性を保有すると判断される施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。</li></ul>
	②新耐震基準 建築物(前期)	<ul> <li>♥ 昭和50年代から昭和60年代に建築された建築後30年以上を経過する施設は、既に大規模改修の実施時期を迎えているため、施設の劣化状況の把握に努めます。</li> <li>◆ 施設の情報の一元管理を進め、大規模改修の実施を検討します。</li> </ul>
	③新耐震基準 建築物(後期)	<ul><li>◆ 建築後 15 年以内の施設は、高い機能性を有する施設が多いことから、 長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化 状況の把握に努めます。</li><li>◆ 建築後 15 年を目安に劣化調査等の実施を検討します。</li></ul>
土木系公共施設(インフラ)		<ul> <li>◆ 施設の性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。</li> <li>◆ 定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行います。</li> <li>◆ 点検・診断により得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組みます。</li> </ul>

### (2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

建築系公共施設(建物)	<ul> <li>◆ 維持管理及び修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理・修繕費の削減を図ります。</li> <li>◆ 点検・修繕、小規模改修等による予防保全を重視しながら、建物の長寿命化に努め、建替え等に係る負担の軽減を図ります。</li> <li>◆ 民間事業者や地域住民との連携も視野に入れながら、効率的な施設の運営や行政サービスの維持・向上を図ります。</li> <li>◆ 施設の更新にあたっては、人口の動向や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指します。</li> <li>◆ 省エネ対応機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。</li> </ul>
土木系公共施設(インフラ)	<ul><li>◆ 費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。</li><li>◆ 施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。</li></ul>

### (3) 安全確保の実施方針

建築系公共施設(建物)	<ul> <li>◆ 日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。</li> <li>◆ 災害時に避難所等となる防災機能を有する公共施設は、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的に改善・更新するほか、機能の維持、安全性の確保を図ります。</li> <li>◆ 老朽化により供用廃止(予定含む)の施設や、今後とも利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の解体・除却など、安全性の確保を図ります。</li> </ul>
土木系公共施設 (インフラ)	◆ 点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産 の安全性の確保に努めます。

# (4) 耐震化の実施方針

建築系公共施設(建物)	◆ 本市の公共施設においては、94.9%の施設が耐震性を有すると判断されますが、残る 5.1%の施設については、耐震改修や耐震診断が未実施である等により、耐震性を有しない、または耐震性を有するか否か不明である施設となっています。これらの施設については、「本宮市耐震改修促進計画」に基づき、優先的に耐震化を図るべき建築物とされている「住宅」、「特定建築物」及び「市有建築物(特定建築物及び防災上重要建築物)」の耐震化を計画的に推進します。
土木系公共施設	◆ 各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進
(インフラ)	します。

### (5) 長寿命化の実施方針

### ◆ 長寿命化を実施することによりライフサイクルコストの縮減を見込むこと ができる施設を対象とし、定期的な大規模改修を実施することで建築後80 年間使用していくことを目指します。 ◆ 該当する施設は、定期点検や予防保全の結果を踏まえて計画的な改修を実施 することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって 建築系公共施設 (建物) 抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。 ◆ これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施すること で長期的な維持管理コストの縮減を図ります。 ▶ 策定済みの各個別施設計画(長寿命化計画)の内容を踏まえ、必要に応じて 適宜見直しを図りながら、計画を推進します。 ◆ 今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、予防保全によって、致命的な大きな 損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクル コストの縮減を図ります。 土木系公共施設 ▶ 構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点 (インフラ) 検や修繕による適正な維持管理を図ります。 ◆ 既に長寿命化計画を策定済である橋梁等については、長寿命化計画の内容を 踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

建築系公共施設 (建物)

◆ 施設の利用ニーズの多様化に柔軟に対応するため、今後、公共施設等の改修・ 更新を行う際には、誰もが安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

#### ※ユニバーサルデザインとは

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。平成 29 年(2017 年)2 月に、「ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議」において、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が策定された。

### (7) 脱炭素化の推進方針

# 建築系公共施設 (建物)

- ◆ 本市は、令和3年(2021年)3月に「本宮市2050ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに市内の温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明しました。
- ◆「地球温暖化対策計画」(令和3年(2021年)10月22日閣議決定)における 考え方等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた推進計画(ロードマップ)を 策定し、公共施設等において率先的な再生可能エネルギーの導入やLED照 明等の省エネ性能に優れた機器、資材の導入による消費エネルギーの省力化 など、施設の脱炭素化に努めます。

### 土木系公共施設 (インフラ)

◆ 今後、公共施設等の計画的な更新・改修を行う際には、太陽光発電等の再工 ネ設備の設置や省エネ設備(躯体・照明・空調・動力設備等)の導入による ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の実現を検討します。

### ※ZEB(ゼブ)とは

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

### (8) 複合化・集約化や廃止の推進方針

建築系公共施設(建物)	<ul> <li>◇ 必要なサービス水準を保ちつつ、以下のような複合化・集約化や廃止を推進します。</li> <li>◆ 施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進めます。</li> <li>◆ 施設総量(面積)のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。</li> <li>◆ 現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、施設の利用状況、運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況を考慮して、保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。</li> </ul>
土木系公共施設 (インフラ)	◆ 今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

### (9)総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

### ① 庁内における意識啓発

- ◆ 公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性 を理解して取り組んでいく必要があります。
- ◆ 全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

### ② 民間活力の活用体制の構築

- ◆ 本市ではこれまで、「本宮市行政改革大綱」等に基づき、指定管理者制度の導入や事業の民間委託などを行っています。
- ◆ 市の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については、民間企業の資金や ノウハウを活用して、事業の効率化や行政サービスの充実を図るための体制構築を目指し ます。

#### ③ 情報の開示と市民との協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に市民が利用する施設の規模等の 縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である市民の理解が必要不可欠です。

- ◆ 市民の方に公共施設等の市の状況を認識いただくとともに、その後のあり方を考えていた だくため、市の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活 用した情報公開に努めます。
- ◆ 市政や住民への影響が大きい事案に関しては、委員会による検討等、妥当性を諮る手続き についても検討します。